平成２３年（フ）第１８６号
長野県松本市大字岡田伊深515番地
破産者　鳥羽　重宣
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２３１号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚380番地１、開始決定時の住所奈良県北葛城郡広陵町大字的場127番地３
破産者　井藤教材こと　井藤　良子
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅14棟144号、前住所福岡県飯塚市大字柏の森360番地
破産者　龍泉寺真樹
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２１９０号
札幌市東区北19条東15丁目４番３号　第二北東荘５号
破産者　丹後　昌宏
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４号
北海道小樽市塩谷１丁目28番19号、開始決定時の住所北海道小樽市奥沢３丁目７番１号
破産者　佐藤　　實
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１１６８号
愛知県一宮市奥町字蘇東87番地
破産者　山田　典宏
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５２０号
名古屋市昭和区広路町字石坂５番地の４　アーバンドエル八事石坂802号
破産者　林　美智雄
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７６号
愛知県津島市愛宕町７丁目１番地１　グランドール愛宕101号
破産者　横井　信治
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９３号
名古屋市天白区久方２丁目47番地　コーポ戸笠105号
破産者　久方工業こと中央工業こと　倉地　幸雄
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４４号
大阪府岸和田市下池田町３丁目１番27―301号
破産者　小川　伸一
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９５８号
大阪府岸和田市磯上町２丁目１番21号マイトレヤ和田Ｃ103号、開始決定時の住所大阪府泉北郡忠岡町高月北１丁目５番10―４号
破産者　岡田　光市
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
大阪府和泉市国分町969番地、元店舗の住所堺市南区鴨谷台２―２―１サンピア２Ｆ
破産者　ＣＯＣＯＬＡこと　三浦　通雄
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６２９号
大阪府泉大津市なぎさ町３番１―807号
破産者　田中　　悟
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
鹿児島県薩摩川内市百次町1486番地23
破産者　渡邊　洋子
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６５９号
神奈川県秦野市萩が丘11番37号
破産者　尾登　絹子（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２４号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷37番地10　夕福マンション203、旧住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷1102番地１　トーカンマンション時津204号
破産者　富永　保浩
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係